

<一般委託>

横須賀港(久里浜地区)泊地ほか潜水調査業務 仕様書

横須賀港(久里浜地区)泊地ほか潜水調査業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、令和元年度に実施した横須賀港(久里浜地区)の水路測量業務で確認された港内の異物について調査するものである。
2	履行期間	契約の日から令和3年3月31日
3	施行場所	横須賀市久里浜8丁目地先
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	港湾法
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 平成27年4月1日以降に、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した海洋測量業務の契約を元請けとして締結し完了した実績があること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	みなと振興部 港湾整備課 大谷 謙太 (連絡先 046-822-9966)

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

特記仕様書

1 業務名

横須賀港（久里浜地区）泊地ほか潜水調査業務

2 業務概要

潜水調査 17箇所

3 履行場所

横須賀市久里浜8丁目地先

4 履行期間

自 令和 年 月 日
至 令和 3年 3月 31日

5 目的

本業務は、令和元年度に実施した横須賀港（久里浜地区）の水路測量業務で確認された港内の異物について調査するものである。

6 業務仕様

本業務は（社）日本港湾協会発行の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」の定めによるものとし、当該共通仕様書の共通編等における契約条項等は、本市の契約条項等に読み替えて使用する。

ただし、特記仕様書を最優先するものとする。

7 業務基準面について

本業務の基準面は、東京湾平均海面-1.020mとする。

8 許可申請書について

- (1) 本業務は、横須賀港長へ「作業許可申請書」の提出が必要である。本事項については、受託後横須賀港長の指示に従い速やかに提出すること。
- (2) 業務上必要な官公署、その他機関に対する手続き及び交渉等は、本市が折衝にあたる必要があると認める以外は、請負者が連絡を取り十分な協調を保つこと。

9 一般事項

- (1) 受託者は、本業務の趣旨、内容、目的等を十分に把握し、現場において必要と思われる事項が生じた場合は、速やかに監督員と協議し、その指示に従うものとする。
- (2) 業務の進捗状況等について、監督員と密に連絡を取り、業務が円滑に履行できるように配慮すること。
- (3) 受託者は、関係機関と十分な調整を行い安全確保に万全な処置を講ずるものとし、万一現地において私的(公的)物件に損傷を与えた場合は、受託者の負担において処理するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実施過程で知りえた秘密とされている情報を、いかなる場合においても第三者に漏らしてはならない。

10 業務内容

(1) 調査準備

潜水調査を実施するにあたり、業務計画書を作成する。また、現地関係者に調査実施方法及び時期等について周知・調整する。

- (2) 異物箇所への移動
GNSS を用いて、別紙調査位置図に記載されている異物位置へ海上移動する。なお、調査箇所はフェリー等の航路となっているため、設標は行わないものとする。
- (3) 潜水調査
潜水調査は、潜水土士により異物の形状寸法測定、水深測定、材質確認及び水中写真撮影を行うものとする。また、別紙調査位置図に記載されている箇所に異物が存在しない場合は、その地点を中心に半径 5 m の範囲を探查するものとする。

11 成果品について

- (1) 下記の成果品物を作成し提出すること。
 - ・確認された異物の位置図（更正がある場合）
 - ・確認された異物の一覧表（異物番号、形状寸法、水深、調査年月日等を記載するものとする）
 - ・確認された異物の写真集
 - ・調査結果の考察
- (2) 報告書は 2 部作成すること（A 4 判、金文字黒表紙）。また、ページ数によっては分冊でも良い。黒表紙には、「業務名称」、「しゅん工年月」、「発注者名」、「受託者名」を記入し、内表紙には黒表紙と同様の記載をしたうえで社印を押印すること。
- (3) 報告書を PDF に変換したうえで、CD に記録し報告書に添付すること。また CD 表面には「業務名称」、「しゅん工年月」、「受託者名」を記入すること。詳細は監督員の指示に従うこと。

12 その他

- (1) 潜水調査を実施する際は、安全監視船を配置すること。また、潜水調査に要する日数は、5 日間と想定している。
- (2) 必要に応じ、関係機関との協議用資料を作成すること。
- (3) 本業務は、海上作業のため船舶の航行には十分注意すること。
- (4) 業務開始前に業務計画書を提出すること。
- (5) 業務完了後に内容について誤りが認められた場合は、受託者は速やかに訂正を行うこと。
- (6) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は監督員と協議のうえ決定すること。

調査位置図 S=1/3000

